

令和3年度

保育所等入所手続案内

1. 手続の手順とお知らせ（1～6ページ）
2. 制度の案内（7～12ページ）
3. 入所申込書の書き方（13～15ページ）
4. 出産前、転入前の入所申込み（16ページ）
5. よくある質問（17～20ページ）
6. 入所審査基準表（21～22ページ）

★一次受付期間：R2.11.2～R2.12.4
平日 9時00分から 17時30分まで

島本町教育委員会事務局

教育こども部子育て支援課

電話 075-962-7461（直通）

2. 保育料の算定

保育料は、以下のとおり年に2回、児童が属する世帯の**市町村民税の所得割額の合算で決定**します。

令和3年4月から令和3年8月までの保育料 ……令和2年度（平成31年分）の保護者の市町村民税の合算額を基に決定

令和3年9月から令和4年3月までの保育料 ……令和3年度（令和2年分）の保護者の市町村民税の合算額を基に決定

子育て支援課におきまして、市町村民税の課税台帳を閲覧し、市町村民税の所得割額を確認するため、**課税書類の提出は不要です。**

ただし、次の方については、書類提出が必要となります。市町村民税課税確認のため、下記の書類の**いずれか**が必要になります。

なお、下記書類の提出が認められない場合、保育所等入所審査基準表の入所要件及び調整要件を加えた点数が同点になった際に、世帯全員の収入を確認する必要がありますが、収入を確認することができないため、入所審査において不利になることがありますので、ご注意ください。

令和3年4月から8月までに入所希望する方で、令和2年1月1日時点で政令指定都市にお住まいであった方

- 「令和2年度 個人市町村民税納税通知書」、
- 「令和2年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」又は
- 「令和2年度 課税証明書（個人市町村民税）」

令和3年9月から令和4年3月までに入所希望する方で、令和3年1月1日時点で政令指定都市にお住まいであった方

- 「令和3年度 個人市町村民税納税通知書」、
- 「令和3年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」又は
- 「令和3年度 課税証明書（個人市町村民税）」

※ 全て当時お住まいであった政令指定都市から発行されるものです。

<保育料の無償化について>

3歳児から5歳児までの児童の保育料は無償ですが、給食費は次のとおりです。

【3歳未満児】給食費（主食費・副食費）は、保育料に含まれています。

【3歳以上児】給食費は、在籍施設等で別途徴収され、その額は、施設等によって異なります。

〔留意点〕年収360万円未満相当世帯及び第3子以降については、副食費が免除されます。（第3子の考え方については、別冊「保育所等の紹介」の8ページをご確認ください。）

なお、3歳以上児世帯についても、副食費の免除対象世帯であるか否かの確認が必要となるため、上記の市町村民税課税確認書類の提出が必要です。

※ 国の動向等により、今後、変更となる可能性があります。

＜マイナンバー（個人番号）を確認するための書類＞

個人番号による行政機関（国及び地方公共団体等）間の情報連携を活用する場合、保育料の算定に必要な課税証明書等の提出を省略することができます。この情報連携の実施には、申請書に記載している申請者（保護者）のマイナンバーの確認書類及び申請者の身元確認書類が必要です。下記の書類を持参、郵送の場合は下記の書類の写しを添付してください。個人番号、身元確認書類については、代表保護者のもので結構です。

なお、令和2年1月1日時点で政令指定都市にお住まいであった方は、下記の書類に加え、令和2年度個人市町村民税納税通知書等の提出が必要です。

	申請者の必要書類
番号確認書類（1枚）	個人番号カード、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写し、マイナンバー記載の住民票記載事項証明書
身元確認書類 （1枚または2枚）	[1枚で確認可能な書類] 個人番号カード、運転免許証、運転履歴証明書、パスポート、身体障害者手帳 等（写真付き） [2枚で確認可能な書類] 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

※ 通知カードについては、令和2年5月24日以前に改姓や転居等により記載事項が変更されている場合、確認書類として使用可能です。令和2年5月25日以降に記載事項が変更されている場合、確認書類として使用できないため、通知カード以外の番号確認書類を準備してください。

※ 個人番号欄の記載がない場合は、必要に応じ、職員が住民基本台帳ネットワークシステムへ個人番号の照会を行いますので、ご了承ください。

＜保育料の軽減及び減免について＞

別冊「保育所等の紹介」にある保育料表中のひとり親世帯等には、ひとり親世帯のほかに、次の世帯を含みます。要件をご確認いただき、該当される場合は、子育て支援課までご連絡ください（適用を受けるには、別途手続が必要となります）。

(1) 次に該当する世帯員がいる世帯

- (ア) 身体障害者手帳の交付を受けている。
- (イ) 療育手帳の交付を受けている。
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
- (エ) 特別児童扶養手当を受給している。
- (オ) 障害基礎年金等を受給している。

(2) 婚姻歴のないひとり親の世帯（寡婦（夫）控除のみなし適用をする場合）

また、きょうだいが幼稚園、認定こども園（教育部分）等に通園されている場合、保育料の軽減措置の対象になる場合がありますので、子育て支援課までご連絡ください。

